
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	第 538 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 538 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 25 日開催）において、移管指針公開草案第 15 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「本公開草案」という。）に寄せられたコメントとそれらに対する対応案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（全体的な意見）

2. コメントへの対応（案）の方向性について、異論はない。

（組合等が別の組合等を保有している場合の取扱いに関する意見）

3. 案 1 のすべての市場価格のない株式を時価評価することは現実的には難しいと考えられるため、案 2 を支持する。
4. 組合等が保有する別の組合ごとに要件を満たせば十分であると考えられること及び市場価格のない株式を時価評価するための要件は満たすことが可能なものであることから、案 2 を支持する。
5. 案 2 は、組合等が保有する別の組合等において、市場価格のない株式を時価評価する準備ができていることを意味するため、案 2 を支持する。
6. 時価評価オプションを適用できるファンドは、出資された財産の運用を業としている者が運営しており、運営者は責任を持って投資先を時価評価すべきと考えるため、原則的には案 1 になると考えられる。一方で、時価評価が実務上できない場合も考えられるため、例外的に案 2 を用いることができると整理できないか検討して頂きたい。

(総額法、折衷法及び連結上の取扱いに関する意見)

7. 組合等が連結子会社に該当する場合は多くないと想定されるため、組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いについて特段の対応を行わないとする事務局提案に同意する。一方、会計基準の開発ニーズは存在するため、組合等が連結子会社に該当する場合があまり想定されない根拠をコメントへの対応として具体的に記載して頂きたい。
8. 組合等が連結子会社に該当する場合は時価評価オプションの範囲外であることを明記する対応も考えられるものの、その議論に相当程度時間を要すること及び組合等が連結子会社に該当する場合は多くないと想定されることから、事務局提案に同意する。
9. 仮に連結上で時価評価を引き継いでも、時価評価差額は、純損益ではなく、その他の包括利益として会計処理されること、会計基準の趣旨と異なる事例が具体的に存在する場合には追加的に対応を検討すること及び本プロジェクトにおいてはすみやかに会計基準を開発することが期待されていることから、事務局提案に賛成する。

(その他)

10. 2)のコメントへの対応(案)について、当プロジェクトは企業会計基準諮問会議からベンチャーキャピタルファンド等に限定した会計基準の開発という提言を受けて開始したものであり、企業会計基準委員会ではこの提言と矛盾しないように議論を進めてきた。ここで、本公開草案ではベンチャーキャピタルファンドを定義していないものの、金融商品全体に対して時価評価オプションを適用可能かどうかというところまでは議論していないと認識している。このため、コメントへの対応(案)の結論の背景の修正案は、議論の内容に比べて記載しすぎであり、適用対象となる組合等の範囲の明確化が必要としてもコメントへの対応(案)の表現を再検討して頂きたい。
11. 11)のコメントへの対応(案)について、コメント提出者が質問している任意の注記事項として時価情報を開示している場合への対応が記載されていないと思われる。この点、内部管理目的又は参考値として組合出資者に市場価格のない株式の時価を提供しているケースと同様の取扱いであることを記載して頂きたい。
12. 16)のコメントへの対応(案)について、IPEVガイドラインは、ベンチャーキャピタルやプライベートエクイティの評価に広く用いられているため、これに基づいて評価された公正価値が会計基準上の「時価」に該当するかどうかについて補足することを、結論の背景への記載も含めて検討して頂きたい。
13. 20)のコメントへの対応(案)について、事務局提案の通り、会計基準の文脈から読み取れると考える。一方、この点について4通ものコメントが寄せられており、読み取りに

くい点はあると考えられるため、評価差額の持分相当額を「その他有価証券評価差額金」として取り扱うことを明記することを検討して頂きたい。

14. 24)のコメントへの対応(案)について、「組合等への出資の会計処理を行う時期」は、組合等への出資後最初に到来する出資者側の決算時を意図しているのか確認したい。
15. 25)のコメントへの対応(案)について、無限責任組合員への成功分配は、時価の算定には含まれないという点は同意する。一方、検討対象の組合等は最終的に保有する資産を売却してエグジットする前提にあることを踏まえれば、この成功分配は、将来の売却取引に係る付随費用というよりは、引当金等の何らかの負債を計上して会計処理されるべきであると考えます。
16. 25)のコメントへの対応(案)について、無限責任組合員への成功分配は、組合決算において会計処理されるものであるという点を記載して頂きたい。また、「時価評価において勘案する会計基準は存在していない」という記載は、組合が保有する個別銘柄について述べているということを確認して頂きたい。
17. 29)のコメントへの対応(案)について、過去の審議においては、時価が取得原価を超えるものと取得原価を超えないものに区分したうえでの時価評価差額の注記の要否については検討したものの、純額での時価評価差額の注記の要否についてはまでは必ずしも議論していないと考える。この点も踏まえ、本公開草案で提案している貸借対照表計上額の合計額の開示でも時価評価オプションを適用している規模や利用の程度は理解できること、時価評価差額は純損益ではなく、その他の包括利益として会計処理されること等を本公開草案の提案を変更しない理由として、コメントへの対応に記載して頂きたい。

以上